

令和6年11月6日改正

- 1 入札は、関係法令に定めるものの他この心得の定めるところにより、厳正に執行する。
- 2 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後相当期間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者も、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
 - (3) 落札者が契約（仮契約）を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (5) 正当な理由が無くして契約をしなかった者。
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後相当期間を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 3 入札に加わる者は、仕様書、図面、契約書、現場等について熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、疑問点があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 4 入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 5 入札参加者が一般競争入札にあつては1者以上、指名競争入札にあつては2者以上いない場合は、入札を取りやめる。
- 6 入札者は、通知書等に示した指定時刻までに出席しない場合は、棄権とみなす。
- 7 予定価格を事前に公表している場合の入札者は、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は事前に入札辞退届を提出すること。辞退届を提出せずに予定価格を超える入札書を提出した場合は、業務に関し不誠実な行為をした者として取り扱うこととする。
- 8 入札者が代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 9 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- 10 通知書等において、工事費内訳書の提出が必要な案件については別記様式による工事費内訳書を提出しなければならない。
- 11 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札の参加資格のない者がした入札。
 - (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札。
 - (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした談合その他の不正の行為によって行われたと認められる入札。
 - (4) 入札書に重要な文字の誤脱がある又は入札書が識別しがたい入札。金額を訂正した入札。
 - (5) 入札者の住所、氏名又は押印がない入札。（代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印すること。この場合は、入札者の押印は不要。）（押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札。）
 - (6) 指定された様式の工事費内訳書を使用していない又は提出がない者がした入札。
 - (7) 工事費内訳書に商号又は代表者の記名押印がない入札。（押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札。）
 - (8) 予定価格を事前に公表している場合の入札で、予定価格を超える金額でした入札。
 - (9) 工事費内訳書に記載された工事価格と入札書に記載された金額とが異なる入札。（ただし、工事費内訳書の工事価格に係る1万円未満の端数処理に該当する場合を除く。）
 - (10) 工事費内訳書の金額に誤りがある入札。
 - (11) 入札執行（開札）日までに指名停止を受けた場合。
 - (12) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札。
 - (13) その他入札条件に違反した入札。
- 12 入札者は、見積もった契約希望金額の110分の110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 13 入札執行回数は、原則として初回の入札を含めて2回を限度とし、予定価格の範囲内に入札者のうち最低入札者をもって落札者とする。ただし、限度内において落札者が無いときは、予定価格と最低入札金額との差が少額るとき、見積書により随意契約を行うことができる。
なお、見積書の提出も、2回を限度とする。
- 14 予定価格を事前に公表している場合の入札執行回数は、1回とし、予定価格の範囲内に入札者のうち最低入札者をもって落札者とする。
- 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。
- 16 落札決定後、落札者は請負代金額にあわせて当該取引に係る消費税を明示するので、課税事業者であるか、又は免税事業者である旨を届け出ること。
- 17 落札者は、落札日から7日以内（土日祝祭日を除く。）に契約締結を行うこと。
なお、期限までに契約締結しない場合は、落札者としての地位を失うものとする。
- 18 落札者は、契約締結と同時に、次に掲げる中から発注者が予め指定した保証を付さなければならない。ただし、発注者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) 金銭的保証（請負代金額の10分の1以上の保証）の場合は、次のいずれかを落札者が選択。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（利付き国債のみ）
 - ウ 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証
 - エ 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - オ 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（保険証券を発注者に預託）
 - (2) 役務的保証（請負代金額の10分の3以上の保証）
 - ア 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（契約不適合を保証する特約を付する）による保証
- 19 落札者の責に帰す事由により工期内（履行期限内）に工事（業務等）を完成することができない場合には、契約約款によって損害金を徴する。
- 20 落札者がその履行を遅延したときは、契約約款によって損害金を徴する。
- 21 請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13に該当するもの（建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上）である場合は、契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けていないものは、この入札に参加できない。
入札にあたっては、最新の経営事項審査結果通知書（建設業法第27条の27第1項に基づく通知（様式第2号））の写しを持参すること。

- 既に経営事項審査を受審したものであって、最新の経営事項審査結果通知書が送達されていない場合には、経営事項審査完了票を持参すること。
- 22 最低制限価格がある場合には、入札額がその額を下回ったことにより「失格」となった者は、再度入札に参加することができない。
 - 23 予定価格を事前に公表している場合の入札で最低制限価格がある場合には、入札額がその額を下回った者は落札外とする。
 - 24 落札者に談合その他不正行為があった場合には、契約約款によって契約を解除し、賠償金を徴する。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者

令和6年11月6日改正

- 1 見積りは、関係法令に定めるものの他この心得の定めるところにより、厳正に執行する。
- 2 見積りをしようとする者は、仕様書、図面、契約書、現場等について熟覧のうえ見積りをしなければならない。
- 3 見積りをしようとする者は、通知書等に示した指定時刻までに出席しない場合は、棄権とみなす。
- 4 見積りをしようとする者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- 5 見積りをしようとする者が、代理人により見積りをする場合は、委任状を提出しなければならない。
- 6 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。
 - (1) 見積りの参加資格のない者がした見積り。
 - (2) 同一の見積りについて2以上の見積りをした者の見積り。
 - (3) 公正な価格の成立を害し、又はその他不正の行為によって行われたと認められる見積り。
 - (4) 見積書に重要な文字の誤脱がある又は見積書が識別しがたい見積り。金額を訂正した見積り。
 - (5) 見積者の住所、氏名又は押印がない見積り。(代理人が見積りを行う場合は、見積者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印すること。この場合は、見積者の押印は不要。)(押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない見積り。)
 - (6) 見積り執行(開札)日までに指名停止を受けた場合。
 - (7) 見積り参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む見積り。
 - (8) その他見積条件に違反した見積り。
- 7 見積りをしようとする者は、見積もった契約希望金額の110分の110に相当する金額を見積書に記載すること。(契約にあたっては見積書に記載された金額をもって契約金額とする。)
- 8 見積り執行回数は、原則として初回の見積りを含めて3回を限度とし、予定価格の範囲内の見積りをもって、契約の相手方として決定する。
- 9 契約の相手方として決定された者は、7日以内(土日祝祭日を除く。)に契約締結を行うこと。
なお、期限までに契約締結しない者は、その地位を失う。
- 10 契約の相手方として決定された者の責に帰す事由により、工期内(履行期限内)に工事(業務等)を完成することができない場合には、契約約款によって損害金を徴する。
- 11 契約の相手方として決定された者がその履行を遅延したときは、契約約款によって損害金を徴する。
- 12 請負金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の13に該当するもの(建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上)である場合は、契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けていないものは、この見積りに参加できない。
見積り提出にあたっては、最新の経営事項審査結果通知書(建設業法第27条の27第1項に基づく通知(様式第2号))の写しを持参すること。
既に経営事項審査を受審したものであって、最新の経営事項審査結果通知書が送達されていない場合には、経営事項審査完了票を持参すること。
- 13 契約の相手方として決定された者に談合その他不正行為があった場合には、契約約款によって契約を解除し、賠償金を徴する。

令和6年11月6日改正

- 1 見積合せは、関係法令に定めるものの他この心得の定めるところにより、厳正に執行する。
- 2 見積りをしようとする者は、仕様書、図面、契約書、現場等について熟覧のうえ見積りしなければならない。
- 3 見積りをしようとする者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 4 予定価格を事前に公表している場合の見積合せで、見積りをしようとする者が1人しかないときは、見積合せを取りやめる。
- 5 見積りをしようとする者は、通知書等に示した指定時刻までに出席しない場合は、棄権とみなす。
- 6 予定価格を事前に公表している場合の見積合せ参加者は、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は事前に見積合せ辞退届を提出すること。辞退届を提出せずに予定価格を超える見積書を提出した場合は、業務に関し不誠実な行為をした者として取り扱うこととする。
- 7 見積りをしようとする者が代理人により見積りをする場合は、委任状を提出しなければならない。
- 8 見積りをしようとする者は、その提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することができない。
- 9 通知書等において、工事費内訳書の提出が必要な案件については別記様式による工事費内訳書を提出しなければならない。
- 10 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。
 - (1) 見積りの参加資格のない者がした見積り。
 - (2) 同一の見積りについて2以上の見積りをした者の見積り。
 - (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした談合その他の不正の行為によって行われたと認められる見積り。
 - (4) 見積書に重要な文字の誤脱がある又は見積書が識別しがたい見積り。金額を訂正した見積り。
 - (5) 見積者の住所、氏名又は押印がない見積り。(代理人が見積りする場合は、見積者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印すること。この場合は、見積者の押印は不要。)(押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない見積り。)
 - (6) 指定された様式の工事費内訳書を使用していない又は提出がない者がした見積り。
 - (7) 工事費内訳書に商号又は代表者の記名押印がない見積り。(押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない見積り。)
 - (8) 予定価格を事前に公表している場合の見積りで、予定価格を超える金額でした見積り。
 - (9) 工事費内訳書に記載された工事価格と見積書に記載された金額とが異なる見積り。(ただし、工事費内訳書の工事価格に係る1万円未満の端数処理に該当する場合を除く。)
 - (10) 工事費内訳書の金額に誤りがある見積り。
 - (11) 見積合せ執行(開札)日までに指名停止を受けた場合。
 - (12) 見積り参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む見積り。
 - (13) その他見積条件に違反した見積り。
- 11 見積りをしようとする者は、見積もった契約希望金額の110分の110に相当する金額を見積書に記載すること。(契約にあたっては見積書に記載された金額をもって契約金額とする。)
- 12 見積合せ執行回数は、原則として初回の見積りを含めて2回を限度とし、予定価格の範囲内の見積者のうち最低見積者をもって、契約の相手方と決定する。ただし、限度内において、契約の相手方が決定しないときは、予定価格と最低見積金額との差が少額るとき、更に2回を限度とし見積りを徴することができる。
- 13 予定価格を事前に公表している場合の見積合せ執行回数は、1回とし、予定価格より低い見積者のうち最低見積者をもって契約の相手方と決定する。
- 14 契約となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちにくじで契約の相手方を決定する。ただし、通知書等で別の条件を定めた場合は、この限りではない。
- 15 契約の相手方として決定された者は、7日以内(土日祝祭日を除く。)に契約締結を行うこと。
なお、期限までに契約締結しない者は、その地位を失う。

- 16 契約の相手方として決定された者の責に帰す事由により、工期内(履行期限内)に工事(業務等)を完成することができない場合には、契約約款によって損害金を徴する。
- 17 契約の相手方として決定された者がその履行を遅延したときは、契約約款によって損害金を徴する。
- 18 請負金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の13に該当するもの(建築一式工事1,500万円以上、その他の建設工事500万円以上)である場合は、契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けていないものは、この見積合せに参加できない。
見積合せにあたっては、最新の経営事項審査結果通知書(建設業法第27条の27第1項に基づく通知(様式第2号))の写しを持参すること。
既に経営事項審査を受審したものであって、最新の経営事項審査結果通知書が送達されていない場合には、経営事項審査完了票を持参すること。
- 19 契約の相手方として決定された者に談合その他不正行為があった場合には、契約約款によって契約を解除し、賠償金を徴する。

茨城西南地方広域市町村圏事務組合管理者